

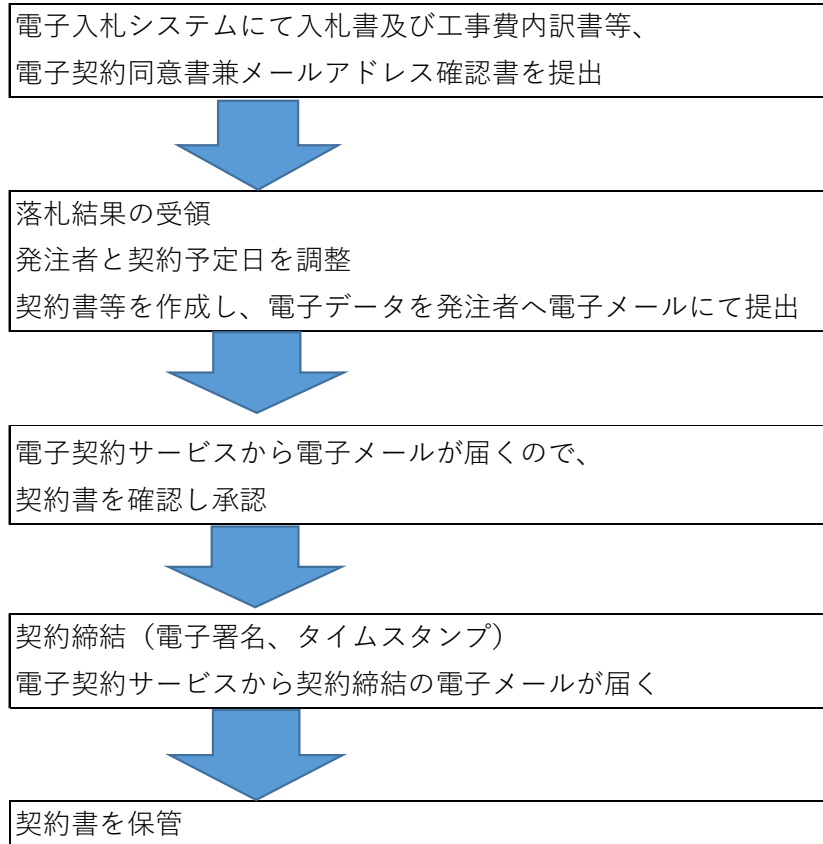
建設工事等の電子契約・ 電子保証の導入について

令和6(2024)年1月
栃木県県土整備部監理課

概要

- ・ 栃木県では、建設工事・建設工事関連業務委託の契約について電子契約サービスの利用を開始します。
- ・ また、併せて、契約履行を担保するための契約保証等についても、電子保証サービスが利用できるようになります。
- ・ 引き続き、紙契約を希望する場合には、紙契約により栃木県と契約を締結することができます。
- ・ 電子契約サービスの対象は、令和6年4月1日以降に、栃木県が入札公告又は入札(見積)実施通知を行う建設工事・建設工事関連業務委託の当初契約が対象です。(議会の議決を要する案件の仮契約も対象です。)
ただし、災害応急工事等は対象外となり、紙契約となります。
なお、変更契約については、当分の間、一律紙契約となります。

電子契約の流れ



※一般競争入札・指名競争入札の場合

電子契約同意書兼メールアドレス 確認書の提出について

- 電子契約サービスの利用にあたっては、案件ごとに電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出が必要となります。
- 記載事項
 - ① 契約番号・工事(業務)名 (契約番号が無い場合は空欄)
 - ② 契約締結権限者の役職、氏名、メールアドレス
 - ③ 契約担当者の役職、氏名、メールアドレス
- 提出方法
 - 一般競争入札・指名競争入札の場合
 - ⇒ 電子入札システムにて、入札書及び工事費内訳書等と同時に提出
 - ※ 工事費内訳書等と電子契約同意書兼メールアドレス確認書をzipファイルで提出
 - 随意契約の場合
 - ⇒ 落札決定後、発注機関へ電子メールで提出

電子契約同意書兼 メールアドレス 確認書サンプル

(単体企業用)

(様式第1号)

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名
(契約締結権限を委任している場合は受任者)

【 担 当 者 名
電 話 番 号 】

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

①	工事(業務)名	
	契約番号	

上記契約について、栃木県と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、電子契約サービスに利用するメールアドレスは次のとおりです。

【確認者1】

②	契約締結権限者	役職		氏名	
	メールアドレス				

【確認者2】 ※必要に応じて設定してください(確認者1と同一のメールアドレスは設定できません)

③	契約事務担当者	役職		氏名	
	メールアドレス				

※確認者が3名以上必要な場合は、適宜表を追加してください。

※確認者2→確認者1の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼のメールが届き、確認者1が契約内容を承認することで、契約書の内容に同意したものとします。

※確認者1(契約締結権限者)は、契約書の名義人と一致させる必要があります。

※本書は必ず電子メール又は栃木県電子入札システムにより提出してください。(押印は不要です。Wordファイルで提出してください。)

※建設工事請負契約においては、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

5

※契約番号が設定されていない案件については、空欄で提出してください。

※メールアドレスが1つしか無い場合は、契約締結権限者の欄に記入し、契約事務担当者は空欄で提出してください。

契約書等の提出について

- ・ 落札決定通知後、発注機関の担当者と工期等の打合せを行ってください。
なお、契約書の日付は空欄で作成をお願いいたします。
- ・ 契約書・仲裁合意書 (Word)と、契約保証書等の写し(jpeg , PDF 等)又は「認証キー(PDF)」を発注機関へメールで提出してください。
 - ※ 東日本建設業保証（株）等が提供する電子保証サービスを利用する場合には「認証キー(PDF)」を暗号化処理の上提出してください(契約保証書の写しは不可)。
- ・ 建設リサイクル法に係る別紙・免税事業者届出書(Word)、前金払の用途拡大に係る別紙(PDF)は、該当する場合に提出してください。
- ・ 契約書の提出期限や契約保証書等の提出期限については、従前どおり、「落札通知日から県の休日を除いて7日以内」ですが、契約予定日の3日前を目安に発注機関へ提出してください。

電子契約締結後の手続について

- 電子契約の合意がなされた後、電子契約サービスから電子契約書(PDF)がメールが届きますので、ダウンロードして保管してください。
- 工事工程表、現場代理人及び主任技術者選任通知書、請負代金内訳書等については、従来どおり発注機関へ電子メールもしくは紙で提出してください。
※押印省略可能な書類については、電子メールでの提出が可能です。
- 栃木県建設工事請負(業務委託)契約に基づく協定書及び繰越承認に伴う支払額確定協定書は、電子契約サービスの対象外ですので、引き続き収入印紙の貼付けが必要となりますのでご注意ください。

電子契約・電子保証の導入に関するご質問について

電子契約・電子保証の導入に関するご質問については、県HPに公開されている質問票の様式により監理課宛てメールでご提出ください。

提出先：koujikanri@pref.tochigi.lg.jp（監理課のメールアドレス）

※提出の際には、標題を以下のとおり記載してください。

標題：【〇〇会社】電子契約・電子保証の導入に係る質問について

END